

## ○ 交通安全対策基本法(抄) (昭和45年法律第110号)

### (都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第16条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- (3) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

### (都道府県交通安全対策会議の組織等)

第17条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 都道府県教育委員会の教育長
- (3) 警視総監又は道府県警察本部長
- (4) 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を包括する都道府県にあっては、指定都市の長又はその指名する職員

- (6) 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- (7) その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

## ○ 交通安全対策基本法施行令(抄) (昭和45年政令第175号)

### (都道府県交通安全対策会議の組織及び運営の基準)

第5条 交通安全対策基本法(以下「法」という。)第17条第5項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

1 会長は、会務を総理するものとする。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。

3 特別委員は、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 都道府県交通安全対策会議に、幹事を置くものとする。

6 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。

7 幹事は、都道府県交通安全対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐するものとする。

8 委員、特別委員及び幹事は、非常勤とするものとする。

9 前各号に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県交通安全対策会議に諮って定めるものとする。